

令和5年度 年間保険料算定例(後期高齢者夫婦二人世帯、収入は年金のみの場合)

被保険者均等割額=54,461円 所得割率=11.12%

年金収入額	夫	153万円	168万円	226万円	275万円	300万円
	妻	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円
所得額 公的年金等控除額 (110万円)	夫	43万円	58万円	116万円	165万円	190万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等 基礎控除額 (43万円)	夫	0円	15万円	73万円	122万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額①	夫	0円	16,680円	81,176円	135,664円	163,464円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の 軽減割合		7割軽減		5割軽減	2割軽減	
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	16,338円	16,338円	27,230円	43,568円	54,461円
	妻	16,338円	16,338円	27,230円	43,568円	54,461円
保険料総額 ①+②	夫	16,338円	33,018円	108,406円	179,232円	217,925円
	妻	16,338円	16,338円	27,230円	43,568円	54,461円
	合計	32,676円	49,356円	135,636円	222,800円	272,386円

妻の年金収入額80万円は、基礎年金額を例としています。